

# 農業改良資金制度運用基本要綱

平成14年 7月 9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知  
改正 平成16年 8月 1日付け16経営第2273号  
改正 平成18年 3月30日付け17経営第7253号  
改正 平成19年 3月30日付け18経営第7231号  
改正 平成20年 9月 3日付け20経営第2943号  
改正 平成20年10月 1日付け20経営第3517号  
改正 平成21年 7月 1日付け21経営第1532号  
改正 平成22年 8月13日付け22経営第2387号  
改正 平成23年 2月28日付け22経営第6343号  
最終改正 平成23年11月21日付け23経営第1952号

## 目次

### 第1 趣旨

### 第2 貸付資格の認定

- 1 農業改良措置に関する計画
- 2 認定基準

### 第3 農業者等に対する農業改良資金の貸付条件等

- 1 貸付対象者
- 2 貸付金の限度額
- 3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間
- 4 農業改良資金の内容
- 5 融資を行う機関
- 6 貸付けの手続
- 7 支払の猶予

### 第4 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する農業改良資金の貸付条件等

- 1 貸付対象者
- 2 貸付金の限度額
- 3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間
- 4 農業改良資金の内容
- 5 融資を行う機関
- 6 貸付けの手続
- 7 支払の猶予

### 第5 業務の委託

### 第6 転貸契約

### 第7 政府が行う利子補給

- 1 日本公庫に係る利子補給契約
- 2 利子補給率

## 第8 その他

### 第9 納付金の納付手続等

### 第10 東日本大震災に係る特例

様式1 農業改良資金貸付資格認定申請書

様式2 農業改良資金貸付資格認定申請書（作業受託組織等用）

様式3 農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書

様式4 農業改良資金貸付資格認定申請書の送付について

様式5 農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について

様式6 農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）

様式7 農業改良資金利子補給契約申込書

様式8 資金の調達実績報告書

別記1 農業改良措置の判断基準（例）

別記2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令の「農林水産大臣の定める基準」

別記3 農業改良資金利子補給契約約款

別記4 平成22年法改正に伴う貸付事業の終了に係る政府への納付金の納付手続等

## 第1 趣旨

この要綱に基づく措置は、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）に基づき、農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性をいかしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するため、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）が無利子の農業改良資金の貸付けを行うとともに、当該資金の貸付けを行うときには、政府は公庫に対して必要な利子補給金を支給することにより、農業経営の安定及び農業生産力の増強に資することを目的とする。

さらに、この農業改良資金の貸付けについては、認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項の認定中小企業者をいう。以下同じ。）、認定製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項の認定製造事業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「日本公庫法」という。）第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）をいい、当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第2条第4項の事業協同組合等又は同条第6項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。）又は促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（日本公庫法第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）をいう。以下同じ。）にも貸付けを

行うことができるため、この認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する貸付けを通じ、農業者の経営の改善を図ることを目的とする。

## 第2 貸付資格の認定

### 1 農業改良措置に関する計画

#### (1) 農業者及びその組織する団体が作成する計画

農業改良措置に関する計画の内容は、法第6条第2項及び農業改良資金融通法施行規則（平成14年農林水産省令第57号）で定めるところであり、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。）の第3の1の(1)において定める経営改善資金計画書に含まれるため、都道府県知事（以下「知事」という。）は当該計画書により貸付資格の認定を行うものとする。

ただし、第3の1の(1)のイに規定する貸付対象者のうち農業を営む任意団体以外のもの（以下「作業受託組織等」という。）にあつては、様式2により貸付資格の認定を行うものとする。

#### (2) 認定中小企業者が作成する計画

農商工等連携促進法第11条第1項に基づき、認定農商工等連携事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、知事は、農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）及び様式6により、貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定中小企業者が団体である場合に、その構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなすものとする。

#### (3) 認定製造事業者等が作成する計画

米穀新用途利用促進法第8条第1項に基づき、認定生産製造連携事業に農業改良支援措置（米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、知事は、米穀新用途利用促進法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）及び様式6により、貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定製造事業者等が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合に、その構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなすものとする。

#### (4) 促進事業者が作成する計画

六次産業化法第9条第1項に基づき、認定総合化事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、知事は、認定総合化事業計画及び様式6により、貸付資格の認定を行うものとする。

### 2 認定基準

知事は、農業改良措置の内容が次に定める要件のいずれかを満たす場合には、農業改良資金（法第2条に規定する農業改良資金（法（農商工等連携促進法第11条第1項、米穀新用途利用促進法第8条第1項又は六次産業化法第9条第1項の規定により適用

される場合を含む。)の定めるところにより貸し付けられるものに限る。)をいう。  
以下同じ。)の貸付資格を認定するものとする。(別記1参照)

なお、当該認定に当たっての留意すべき事項は経営局長が別に定めるところによるものとする。

(1) 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目(品種を含む。)区分へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜(葉茎菜)、野菜(根菜)、野菜(果菜)、花き(切花)、花き(鉢物)、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜

(2) 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

(3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等(法第3条第1項第1号に規定する農業者等をいう。以下同じ。)にとって新たな技術又は取組で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

(4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。

(5) 認定中小企業者に対する貸付けについては、認定農商工等連携事業を行う連携先の農業者等(連携先の団体(農商工等連携促進法第2条第2項の団体をいう。)の構成員又は出資者(以下「構成員等」という。)である農業者等を含む。以下「連携先の農業者等」という。)が認定農商工等連携事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等が行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品(以下(5)及び第4の4の(1)において「農畜産物等」という。)を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支

援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、

- ① 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること
- ② ①の引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続することが見込まれること  
のいずれも満たさなければならない。
- ③ なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「連携先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれること」の具体的な判断基準については、イの①から③までの規定を準用する。この場合において、イの③中「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

- (6) 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であって、新用途米穀（米穀新用途利用促進法第2条第2項に定める新用途米穀をいう。以下同じ。）の生産の高度化に資するものに対して行う。

なお、「農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

- (7) 促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。第3の1の(6)において同じ。）の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下(7)及び第4の4の(3)に

において同じ。)の生産(六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下(7)及び第4の4の(3)において同じ。)又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品(以下(7)及び第4の4の(3)において「農畜産物等」という。)を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合(以下「支援先調達割合」という。)はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれること」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、イ中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

### 第3 農業者等に対する農業改良資金の貸付条件等

#### 1 貸付対象者

農業改良資金の貸付対象者は、第4の1に定めるもののほか、次に該当する農業者等とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5に規定する経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。)の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。)

イ 認定就農者(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号。以下「青年等就農促進法」という。)第4条第4項に規定する者であって、経営開始後5年以内であり、かつ、認定後10年以内の者に限る。)

ウ 次の要件のすべてを満たす主業農業経営の経営者（農業経営全体の主宰権を有する者）

- (ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては、1,000万円以上）であること。
- (イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者である構成員）がいること。
- (ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても、主として農業に従事する見込みがあると認められること。
- (エ) 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。

エ アからウまでの経営（家族経営に限る。）の経営主以外の農業者で、

- (ア) 経営のうちの一部の部門について主宰権があること
- (イ) その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっている家族経営協定を締結している者  
（なお、公庫が定める貸付限度額の適用については、アからウまでの者とは別枠の貸付限度額とする。）

オ 法人格を有しない任意団体で次の要件のすべてを満たすもの（水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、(エ)を除く。以下「集落営農組織」という。）

- (ア) 当該任意団体が、次の a に定める事項について、b に定める基準に従った規約を有していること。

a 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 代表者及び代表権の範囲
- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収方法

b 基準

- ① 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。
  - ② 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
  - ③ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。
  - ④ 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- (イ) 一元的に経理を行っていること。
  - (ウ) 原則として5年以内に農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）に組織変更する旨の目標を有していること。
  - (エ) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。
  - (オ) 主たる従事者（当該任意団体の運営の中心となる者）が農業経営基盤強化促

進法第6条に規定する市町村が定める基本構想の目標農業所得額と同等以上の農業所得の目標額を定めていること。

カ 集落営農組織以外の法人格を有しない任意団体（協業経営、作業受託組織等）のうち、アからエまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、オの(ア)に定める規約を有しているもの。

- (2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「持続農業法」という。）第5条第1項の認定農業者（以下「エコファーマー」という。）（持続農業法第5条第2項の認定導入計画（以下「導入計画」という。）に従って持続農業法第2条に掲げる持続性の高い農業生産方式（以下「持続性の高い農業生産方式」という。）を導入する場合に限る。）
- (3) 農商工等連携促進法第4条第1項の農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等
- (4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（同計画に従って農林漁業バイオ燃料法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- (5) 米穀新用途利用促進法第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた同法第2条第3項に規定する生産者又は同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行う者等（同計画に従って米穀新用途利用促進法第2条第7項第2号イ又はハに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- (6) 六次産業化法第5条第1項の総合化事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（認定を受けた団体の構成員等である農業者等を含む。）

## 2 貸付金の限度額

貸付金の限度額は、公庫が定める額とする。

## 3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間

- (1) 貸付金は、無利子とし、その償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は10年以内、据置期間は3年以内（ただし、下表の左に掲げる場合にあっては、それぞれ右に掲げる償還期限及び据置期間とする。）で、公庫が定める年数とする。

貸付内容	償還期限（据置期間）
法第4条に定める特定地域資金を借り受ける場合	12（5）年以内
持続農業法第6条に定める資金を借り受ける場合	12（3）年以内
青年等就農促進法第21条に定める資金を借り受ける場合	12（5）年以内

農工商等連携促進法第11条第2項に定める資金を借り受ける場合	12(5)年以内
農林漁業バイオ燃料法第8条に定める資金を借り受ける場合	12(3)年以内
米穀新用途利用促進法第8条第2項に定める資金を借り受ける場合	12(3)年以内
六次産業化法第9条第2項に定める資金を借り受ける場合	12(5)年以内

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令（平成11年政令第334号）の「農林水産大臣の定める基準」は、別記2のとおりとする。

#### 4 農業改良資金の内容

法第6条第1項の貸付資格の認定を受けた農業改良措置計画に従って農業改良措置を導入するのに必要な次に掲げる資金とする。

- (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- (3) 家畜の購入又は育成に必要な資金
- (4) 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金
- (5) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (6) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (7) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- (8) 品種の転換を行うのに必要な資金
- (9) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- (10) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- (11) (5)から(10)までに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農業費その他の費用（資材費（種苗費、肥料代、燃料費等）、雇用労賃及び機械・施設の修理費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限るものとする。）に充てるのに必要な資金

## 5 融資を行う機関

公庫又は法第3条第1項第2号に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）とする。

## 6 貸付けの手續

(1) 貸付けに係る手續（作業受託組織等に係る手續を除く。）は、資金基本要綱第3に定めるもののほか、ア及びイに定めるところにより、貸付資格の認定を受けるものとする。

ア 知事に対して直接貸付資格の認定の申請を行う場合

貸付けを受けようとする者が、貸付資格の認定の申請を知事に対して直接行う場合にあつては、以下のとおりとする。

(ア) 貸付けを受けようとする者は、様式1により、知事に対して当該認定の申請を行うものとする。

(イ) 知事は、(ア)の申請を受けた場合は、速やかに、当該申請書の写しを公庫（(ア)により申請書を提出した申請者が融資機関からの融資を希望する場合にあつては公庫及び当該融資機関。(ウ)において同じ。）に送付するものとする。

(ウ) 知事は、(ア)により申請書を提出した申請者及び公庫に対し、(ア)の書類の受付から原則として3週間以内に、様式3及び様式5により、当該認定の審査結果を通知するものとする。ただし、当該期限内に終了することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

イ 公庫又は融資機関経由で貸付資格の認定の申請を行う場合

貸付けを受けようとする者が、貸付資格の認定の申請を公庫又は融資機関経由で行う場合にあつては、以下のとおりとする。

(ア) 貸付けを受けようとする者は、様式1により、公庫又は融資機関に当該認定の申請書を提出するものとし、当該申請書を受け取った公庫又は融資機関は、様式4を添えて当該申請書を知事に提出するものとする。

(イ) 知事は、(ア)により申請書を提出した公庫又は融資機関に対し、(ア)の書類の受付から原則として2週間以内に、様式3及び様式5により、当該認定の審査結果を通知するものとする。ただし、当該期限内に終了することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(ウ) 公庫又は融資機関は、(イ)により受け取った様式3による当該認定の審査結果の通知書を、貸付けを受けようとする者に送付するものとする。

(2) 貸付けを受けようとする者が作業受託組織等である場合にあつては、公庫が別に定める様式により、公庫又は融資機関に借入れの申込みを行うもののほか、貸付資格の認定を受けるものとする。

(3) (2)の場合における貸付資格の認定については、(1)のア及びイを準用する。この場合において、これらの規定中「様式1」とあるのは、「様式2」と読み替えるものとする。

## 7 支払の猶予

償還金の支払の猶予については、公庫の定めによるものとする。

#### 第4 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する農業改良資金の貸付条件等

##### 1 貸付対象者

- (1) 農商工等連携促進法第4条第2項第2号イに掲げる措置を行う認定中小企業者
- (2) 米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等
- (3) 六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う促進事業者
- (4) 次に掲げる場合については、貸付対象者から除外することとする。
  - ア 金融保険業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業をいう。）を営む場合
  - イ 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後6ヵ月を経過していない場合
  - ウ 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みの際に法律上の手続を経ることなく金銭の貸借の媒介を業として行うものが介在する場合
  - エ 許認可及び登録等を必要とする業種にも関わらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

##### 2 貸付金の限度額

貸付金の限度額は、公庫が定める額とする。

##### 3 貸付金の利率、償還期限及び据置期間

貸付金は、無利子とし、その償還期限及び据置期間は、下表に定める年数以内でそれぞれ公庫が定める年数とする。

貸付対象者	償還期限（据置期間）
認定中小企業者	12（5）年以内
認定製造事業者等	12（3）年以内
促進事業者	12（5）年以内

##### 4 農業改良資金の内容

###### (1) 認定中小企業者に対して貸し付ける場合

認定中小企業者に対する貸付けについては、連携先の農業者等が認定農商工等連携事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置についての貸付けである。

## ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、施設の改良によるものを除く。

## イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物等を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、

① 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること

② ①の引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続することが見込まれることのいずれも満たさなければならない。

③ なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める連携先調達割合はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

## ウ 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれること」の具体的な判断基準については、イの①から③までの規定を準用する。この場合において、イの③中「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

## (2) 認定製造事業者等に対し貸し付ける場合

認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であつて、新用途米穀の生産の高度化に資するものに対して行う。

なお、「農業経営に必要な施設であつて、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

## (3) 促進事業者に対して貸し付ける場合

促進事業者に対する貸付けについては、支援先の農業者等が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置についての貸付けである。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物の生産又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める支援先調達割合はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれること」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、イ中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

5 融資を行う機関

公庫又は融資機関とする。

6 貸付けの手続

貸付けを受けようとする者の基本的な手続は、次のとおりとし、その詳細については、公庫の定めによるものとする。

- (1) 貸付けを受けようとする者は、公庫が別に定める様式により、公庫又は融資機関に借入れの申込みを行うもののほか、貸付資格の認定を受けるものとする。
- (2) (1)の場合における貸付資格の認定については、第3の6の(1)のア及びイを準用する。この場合において、これらの規定中「様式1」とあるのは、「様式6」と

読み替えるものとする。

## 7 支払の猶予

償還金の支払の猶予については、公庫の定めによるものとする。

## 第5 業務の委託

農業改良資金の貸付けの業務に係る委託については、公庫の定めによるものとする。

## 第6 転貸契約

法第3条第1項第2号の規定に基づき農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対し、公庫が農業改良資金の貸付けの業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行う場合には、公庫と当該融資機関との間において転貸契約を締結して行うものとする。

## 第7 政府が行う利子補給

### 1 日本公庫に係る利子補給契約

(1) 法第9条第1項に規定する利子補給契約は、別記3「農業改良資金利子補給契約約款」（以下「約款」という。）により締結することとし、日本公庫は約款を承諾の上、農林水産大臣に対しその契約の申込みをするものとする。

(2) 農業改良資金融通法施行令（昭和31年政令第131号）第2条の規定に基づき日本公庫が農林水産大臣に提出する契約申込書は、様式7によることとする。

なお、当該契約申込書に記載すべき当該年度における農業改良資金の貸付予定額等に関する国の予算上の措置事項については、毎年度当初に示すこととする。

### 2 利子補給率

(1) 利子補給金の額は、法第9条第4項において、利子補給契約に係る貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とすることとされているが、この農林水産大臣が定める利率については、別途告示により定めるものとする。

(2) 公庫は、第1四半期及び第3四半期の末日から7営業日以内に、貸付けに係る長期資金の当該四半期及び当該四半期の前四半期の調達実績（日本公庫にあっては株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）第3条第2号に掲げる農林水産業者向け業務勘定に係る調達実績に限り、沖縄振興開発金融公庫にあっては沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第26条第1項に規定する政府からの資金の借入れ及び同法第27条第1項の規定により発行する沖縄振興開発金融公庫債券に係る調達実績に限る。）について、様式8により農林水産大臣に報告するものとする。

(3) 農林水産大臣は、(2)の報告を考慮して(1)の利率を定めるものとする。

## 第8 その他

公庫は、農業改良資金の貸付け（法第3条第1項第2号の規定に基づき農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対して公庫が貸し付ける当該農業改良資金の貸付けの業務に必要な資金の貸付けを含む。以下同じ。）の事業を行うため、法令、規則及びこの要綱を踏まえ、農業改良資金の貸付けに必要な定めを整備するものとする。

なお、日本公庫においては、農業改良資金の貸付けに関する定めを整備し、又は変更した場合には、経営局長に提出するものとする。

## 第9 納付金の納付手続等

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第6項に基づく納付金の納付手続については、別記4に定めるところによる。

## 第10 東日本大震災に係る特例

### 1 特例措置の内容

#### (1) 貸付対象者

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第110条第1項、第118条第3項、第120条、第122条第1項、第123条第1項、第124条及び第126条第1項の規定による農業改良資金の貸付対象者は、東日本大震災（同法第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で次のいずれかに該当するもの（以下「東日本大震災特例貸付対象者」という。）とする。

ア その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

イ その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

#### (2) 貸付金の償還期限及び据置期間

東日本大震災特例貸付対象者が東日本大震災の後平成25年3月31日までに農業改良資金の貸付けを受ける場合の償還期限及び据置期間は、第3の3の(1)又は第4の3に定める年数にそれぞれ3年を加えた年数以内で公庫が定める年数とする。

### 2 特例措置に係る貸付けの手続

1の(2)の特例措置の適用を受けようとする東日本大震災特例貸付対象者は、第3の6又は第4の6により借入れの申込み及び貸付資格の認定の申請を行う際に、1の(1)のア又はイに該当することを証する書類を添付するものとする。

なお、当該書類の様式その他当該特例措置に係る貸付けの手続の細目については、別に定めるところによる。

### 3 特例措置に係る利子補給契約

1の(2)の特例措置に係る法第9条第1項に規定する利子補給契約についての第7の1の(2)並びに約款第2条、第7条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第7の1の(2)中「様式7による」とあるのは「様式7に準じて作成する」と、約款第2条中「15年度」とあるのは「18年度」と、約款第7条第1項中「別記3様式2による」とあるのは「別記3様式2に準じて作成する」と、約款第9条第1項中「別記3様式5による」とあるのは「別記3様式5に準じて作成する」とする。

附 則（平成22年8月13日22経営第2387号）

この通知は、平成22年10月1日から施行する。

ただし、第7の2の(2)の規定に係る報告のうち、平成22年度第3四半期の末日から1週間以内の報告においては、当該規定にかかわらず、平成22年度第1四半期における資金の調達実績についても報告するものとする。

附 則（平成23年2月28日22経営第6343号）

この通知は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23年11月21日23経営第1952号）

この通知は、平成23年11月21日から施行する。